

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 9 年 4 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 4 回定例総会議事録

署名委員 土浜良二

署名委員 中村秀明

奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 平成29年4月25日(火) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所別館3階会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7		15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 松崎文好 委員

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進

笠利分室長 朝 至和

住用分室長 茂木 幸生 住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・新任職員研修会について
- ・5月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第26号 非農地の認定について

議案第27号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第28号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第29号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第30号 笠利地域農用地利用集積計画(中間管理事業活用)の決定について

議案第31号 名瀬地域農用地利用集積計画(中間管理事業活用)利用権取り消しの決定について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成29年第4回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本会の会議録署名委員に13番土浜良二委員と14番中村秀明委員の2名
を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第24号から議案第31号までの8
件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた
しますが、本案と5条には会長の調査案件が含まれており、会長代理も本日
欠席で議長を前田委員と交代して西委員が遅れておりますので5条の方を先

<p>議 長</p>	<p>に議事を進めたいと思います。</p> <p>(議長交代)</p> <p>(前田委員)</p> <p>日程第 4</p> <p>議案第 2 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No. 1 2 につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請でございます。</p> <p>申請地は名瀬和光町の苗道橋近くの国道沿いの都市計画区域内の農地で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断されます。</p> <p>No. 1 3 につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請でございます。</p> <p>申請地は笠利町城間集落の中の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。</p> <p>No. 1 4 につきましては、売買による所有権の移転でお土産店用のテナハウスを設置するための申請でございます。</p> <p>申請地は笠利町用安のパン屋の駐車場近くの県道沿いの農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。</p> <p>No. 1 5 につきましては、売買による所有権の移転で太陽光発電設備を設置するための申請でございます。</p> <p>申請地は笠利町用安の旧道と県道が交わる付近の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断さ</p>

	<p>れます。</p> <p>以上4件でございます。</p>
議 長	<p>(前田委員)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第5条の許可申請No. 12の譲受人について報告いたします。</p> <p>日曜日の昼過ぎに自宅を伺いしましたがあいにく留守でしたので、昨日の夕方電話で確認をいたしました。受人はご夫婦で持分が半分半分だそうです。土地の地番、対価、建築費等について間違いございませんのでよろしくをお願いしますという事でした。なお、旦那さんの方はヘアメイクベリィーという所に勤務しておりまして、奥さんの方は奄美病院の方で看護師をされているという事でした。以上です。</p>
1 6 番	<p>(平井委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No. 12の譲渡人と土地について調査報告いたします。</p> <p>4月24日午後6時10分に電話にて話しを聞く事が出来ました。奥さんの話によると土地の整理をしたくて今回の申請になりましたという事でした。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのない事でした。</p> <p>土地の方ですが56ページをご覧ください。4月22日午後1時30分現地を確認いたしました。笠利方面から名瀬に向かって信用金庫を過ぎて国道沿いを行った所の左手になります。状況としては草は生えていますが更地の状態でした。事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。以上で報告を終わります。</p>
事務局	<p>(朝笠利分室長)</p> <p>議案第25号農地法第5条の規定による許可申請No. 13の受人について調査報告いたします。</p> <p>4月20日午後4時40分頃受人が兵庫県在住という事で、電話にて申請内容の確認を行いました。受人は今回の申請地を決めるまで沖縄等も候補地として考えていましたが、この申請地に決めたという事です。なお、住宅建</p>

築等の資金については全額自己資金だそうです。

翌日の4月21日9時20分頃申請地にて渡人の立ち会いで、中棚委員、肥後委員と共に申請地の確認をしております。以上で報告を終わります。

10番

(中棚委員)

農地法第5条の規定による許可申請No. 13の譲渡人について報告いたします。

譲渡人とは9月21日9時30分頃に朝笠利分室長と現地担当の肥後委員と私で現地にてお会いし、話しを伺って書類等の確認をしました。書類については間違いありませんのでよろしくお願い致しますとの事でした。以上です。

11番

(肥後委員)

農地法第5条の規定による許可申請No. 13の土地について調査しましたので報告いたします。

4月21日(金)午前9時30分より申請の通称城間の現地において、渡人本人立会の下、朝笠利分室長、中棚委員、私で集まりまして、それぞれ調査確認をいたしました。申請地は何も作付けされておらず草を払っただけの状態でした。渡人によりますと自分も高齢で耕作出来ないので今回の申請に至ったと話され、申請書に間違いはないのでよろしくとの事でした。今回の申請地は農用地区外でもありますし地域に世帯が増える事にもなりますので、私としてはこの申請は許可しても差し支えないのではないかと考えますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

事務局

(朝笠利分室長)

農地法第5条の規定による許可申請No. 14の受人について調査報告いたします。

4月20日午後5時25分頃受人が大阪在住という事で、電話にて申請内容の確認を行いました。申請地は名瀬・空港間の県道に面しているという事で、コンテナハウスを3台設置し土産店を考えているという事でした。地元から2、3名の雇用を予定しているという事でした。また、受人は大阪の方で会社等も経営していると話されておりました。

翌日の4月21日11時50分頃渡人の案内で土浜委員と共に申請地を確認してきました。以上報告を終わります。

1 3 番	<p>(土浜委員)</p> <p>議案第 2 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請No. 1 4 について報告いたします。</p> <p>4 月 2 1 日午前 1 1 時 4 0 分頃現地にて譲渡人から聞き取り調査を行いました。申請書の内容等については間違いのない事でした。土地については資料の 7 3 ページ、7 4 ページをご覧ください。申請地は県道用安バイパスの道路沿いにあり現在は草が茂っている状態でした。計画されている建物は高さ 2. 4 メートル位のコンテナハウスという事で周辺の農地へ支障を及ぼす高さではないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。以上です。</p>
事務局	<p>(朝笠利分室長)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請No. 1 5 の受人について調査報告いたします。</p> <p>4 月 2 0 日午後 5 時 1 5 分頃受人が神奈川在住という事で電話にて申請内容の確認を行いました。受人は太陽光発電等を設置する会社に勤めているという事です。現在申請地は遊休地となっており申請地に太陽光発電設備を設置するという事でした。また、資金計画については、自己資金と日本政策金融公庫から融資を受ける事になっているとの事です。農地転用許可、所有権移転登記等が融資条件の対象になっているという事でした。</p> <p>翌日 4 月 2 1 日 1 1 時 3 0 分頃渡人の案内で土地浜委員と共に申請地を確認してきました。以上報告を終わります。</p>
1 3 番	<p>(土浜委員)</p> <p>議案第 2 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請No. 1 5 について報告いたします。</p> <p>4 月 2 1 日午前 1 1 時 2 0 分頃現地にて譲渡人から聞き取り調査を行いました。面積、対価等申請書の内容には間違いのない事でした。</p> <p>土地については資料の 8 2 ページ、8 3 ページをご覧ください。申請地は土浜集落方面より県道用安バイパスから旧道に入りすぐの所にあり、現在は更地になっています。周辺農地は観葉植物が植えられています。太陽光パネル設置で周辺農地に被害を与える事はないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。以上です。</p>
議 長	<p>(前田委員)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>No. 1 5 ですが、ここは先月も確か隣が申請が出ていまして、この場所はよく通り既に人夫が入って工事をしていましたが、80ページに通産省からの許可が平成26年で出ていますが、前回の場所も平成26年で出ていました。隣は今回の渡人本人がやるという今回は売っていますよね。</p>
事務局	<p>(朝笠利分室長)</p> <p>当初里山さんで設備認定通知書を受けまして、その後変更届を出されまして受人に2016年10月20日名義変更になっているところです。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>名義が代わっているという事ですか。</p>
事務局	<p>(朝笠利分室長)</p> <p>そうです。その変更履歴は議案の中には付けてはおりませんが、申請の段階では上がって来ています。</p>
1 3 番	<p>(土浜委員)</p> <p>その隣の土地を竹山建設が買った時に隣接との境界のソテツ全部を掘り起こしたために、境界がはっきりしなくなりストップをかけられたと聞いています。今5、6メートル程のビロウが植えられています。境界のソテツは1本もない状況です。境界が曖昧になったのでストップがかけられたと譲渡人からは聞いています。</p>
4 番	<p>(榮委員)</p> <p>この地区で太陽光パネルの設置が今後も出て来る状況があるのでしょうか。</p>
1 3 番	<p>(土浜委員)</p> <p>この周りは譲受人の会社の社長が買う予定にしているそうです。今後も出て来ます。3分の1は処分しましたが残りの3分の2も処分する予定だそうです。高齢で子供達も受け継がないので土地を有効利用したいので後3分の2の土地も必要な方がいれば有効利用をしたいと仰っていました。</p>
1 2 番	<p>(濱手委員)</p>

<p>1 3 番</p>	<p>こちら辺の土地の相場はこれ程なのでしょうか。</p> <p>(土浜委員)</p> <p>譲渡人の話では土地の値段は農業委員会の許可が下りてから交渉するそうです。記載されているものよりも行政書士が間に入ってこれから値段を決めるという事で、値段は譲渡人の話ではこういうものだそうです。</p>
<p>1 2 番</p>	<p>(濱手委員)</p> <p>普通の畑としては値段が大分高いように思ったものですから。</p>
<p>1 3 番</p>	<p>(土浜委員)</p> <p>これよりは安くなるとは聞いているそうです。</p>
<p>1 番</p>	<p>(前山委員)</p> <p>太陽光は増えており電力の買い取り価格というのは大分下がってきていると聞いていますが、これで営業が出来るのかどうでしょう。</p>
<p>1 3 番</p>	<p>(土浜委員)</p> <p>買い取り価格は大分下がっても20年間ある程度修理等の保証があるそうです。都会の方は下がっているのですがここは下げられてもここには原子力発電所が無いのでまだまだ需要があるかなと言う事です。まだまだそういう話しは行政書士の方には来ているそうです。土地の方は電力会社の方に借りたお金は返すそうです。それで全て最後まで電力会社との契約でお金は動いているそうです。本人の手出しはないそうです。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前田委員)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第25号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p>

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

日程第3

議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No.10につきましては、贈与による所有権移転でございます。3ページにありますように受人はタンカンを21.4アール栽培しており、取得地にもタンカンを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.11につきましては、贈与による所有権移転でございます。13ページにありますように受人は新規で、18ページには営農計画書も添付されており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で問題はないものと判断いたします。

No.12につきましては、贈与による所有権移転でございます。22ページにありますように受人は新規で、27ページには営農計画書も添付されており、取得地にはタンカンを植栽する予定で問題はないものと判断いたします。

No.13につきましては、売買による所有権移転でございます。31ページにありますように受人は果樹、露地野菜を32.8アール栽培しており、取得地には露地野菜を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.14につきましては、売買による所有権移転でございます。41ページにありますように受人はバナナ、野菜を20.7アール栽培しており、取得地にはマンゴーを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

<p>議 長</p>	<p>以上 5 件でございます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。</p> <p>(前田委員)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(朝笠利分室長)</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 1 の受人について調査報告いたします。</p> <p>受人と渡人との関係は親子になります。4 月 2 0 日午後 5 時 3 5 分頃受人が龍郷町中勝に在住のため電話により申請内容の確認を行いました。現在耕作等はしていなくて今回贈与を受けた所にサトウキビを植えるという話をされていまして。</p> <p>翌日の 4 月 2 1 日午前 9 時 5 0 分頃渡人の案内で申請地にて受人と合流し、中棚委員、野崎委員と共に現地を確認してきました。以上報告いたします。</p>
<p>1 0 番</p>	<p>(中棚委員)</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 1 の所有権移転の譲渡人について調査報告します。</p> <p>これにつきましては 4 月 2 1 日午前 9 時 5 0 分頃現地の土地にて譲受人と譲渡人に朝分室長と地区担当委員の野崎委員と私とで話しを伺い書類の中身の確認を行いました。譲渡人は書類について間違いありませんと、譲受人は譲渡人の次男でありますので生前贈与であり書類については間違いありませんという事で、よろしくお願ひしますとの事でした。皆さんのご審議をお願いします。以上です。</p>
<p>8 番</p>	<p>(野崎委員)</p> <p>議案第 2 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 1 の土地について調査報告いたします。</p> <p>4 月 2 1 日 9 時 5 0 分頃現地におきまして朝分室長、中棚委員、申請人の親子で申請地を確認いたしました。事務局及び中棚委員より詳しく説明がありましたが、譲受人に贈与するのは間違いはないという事でした。ご審議の程</p>

よろしくお願いいたします。以上です。

1 番 (前山委員)

農地法第3条の規定による許可申請No. 12の譲受人について調査報告いたします。

日曜日の午後2時頃自宅を訪問して本人と直接面談して確認をいたしました。その結果申請のとおり間違いがないという事で、姉妹間での贈与になります。現在は母と同居していますが、母は少し体調を崩して介護が必要で畑は放っていて荒れている状態だという事でした。母の病気が治り次第取りかかりたいという事でした。本人は鍼灸師だという事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

事務局 (川内局長)

農地法第3条の規定による許可申請No. 12の譲渡人について調査報告をいたします。

4月13日午後3時30分に何度か電話をしましたが本人が仕事のため連絡がつかず、留守電に用件を述べてメッセージを入れました。後日、4月14日午前10時52分に本人から連絡があり、申請書の内容の確認をいたしました。譲渡人は数年前に旦那さんが亡くなったため現在のタンカン畑を相続しました。本人は奄美に帰る事はないため受人である妹に贈与するという次第で、申請書のとおり間違いがないという事でした。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

3 番 (山下委員)

議案第24号農地法第3条の規定による許可申請No. 12の土地について報告いたします。

受人が司法書士さんをお願いしてありますという事でしたので連絡を取り4月24(月)午前10時に受人の代理人の司法書士の方と山下推進委員と私の3名で申請地の確認をいたしました。28ページをご覧ください。申請地は名瀬勝からクリーンセンターへ上る道路の入口付近になります。現地は現在3カ所共2メートル程のススキが生い茂って荒れ地となっています。以前受人の兄が野菜を作っていたとの事です。これから重機を入れ整地してタンカンを植えたいとの事でした。農業経験は母親の畑の手伝いを5年程していたとの事です。報告は以上です。

5 番

(福島委員)

議案第 2 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請No. 1 3 売買による所有権移転申請の譲受人の自宅に 4 月 2 1 日午後 5 時 2 0 分頃伺い話しを聞く事が出来ましたので報告します。

本人は自宅裏手の方で 3 反歩余りの果樹園と自家用野菜の栽培を手掛けており、樹園地は収穫後の剪定が行き届いていました。申請地は現在採草地として同一集落内の畜産農家が利用していますが、所有権移転後は自家用の野菜畑として使いたいとの事です。この土地につきましては本人の祖父の代から登記名義人から購入したが未登記のまま耕作していた土地で、今回本人が登記したいと考えで司法書士事務所へ相談した結果での今回の申請になったとの事です。登記名義人は以前城集落に住んでいたのですがその後東京に出たという事と、結婚をしていなくてこの土地について相続人がいないという事で、財産管理人を立てなければいけないという事で、司法書士の方でアドバイスを受けまして移転お願いしますという事で今回の申請になったという事でした。なお、「第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。

この土地については、次の 3 8 ページをご覧ください。手前が太平洋で国道 5 8 号の左側が瀬戸内町方面、右側が名瀬方面という事で、城集落の中をずっと奥の方に行きまして申請地とありますが、その上が譲受人の自宅になりそちらで伺いました。申請地は池田地区でこの図面のとおり場所を所有権移転の登記をしたいという事でした。今回の件については間違いございませんという事でした。よろしく申し上げますという事でした。以上です。

事務局

(原住用分室主幹)

議案第 2 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請No. 1 3 の譲渡人について調査報告いたします。

先程福島委員の方から譲渡人についても報告がありましたが、譲渡人は不在者であるために受人に昨日自宅にて 4 時 3 0 分頃面談をいたしました。本人の自宅近くの農地であり永年納税していたので、登記名義人は相続人が存在していないという事から司法書士に依頼し 3 6 ページの内容のとおり家庭裁判所で審判がなされたところです。その審判については申請地や申請人を確認しましたところ、申請書のとおり間違いないのでよろしく申し上げますという事でした。以上です。

事務局

(朝笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No. 14の受人について調査報告をいたします。

4月17日午後1時30分頃申請地にて大山委員と共に受人から申請内容について話しを伺いました。大小8棟のハウスがあり6棟のハウスではマンゴーの木が剪定されており、残り2棟のハウスではマンゴーの花が咲いていた状況です。受人としては2、3年後には軌道に乗せたいと話されていました。将来的には内地にいる男の子に継がせたいとも話されていました。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

2番 (西委員)

農地法第3条の規定による許可申請No. 14の渡人について調査報告をいたします。

4月21日昼頃電話で聞き取り調査をいたしました。年齢が61歳で不動産業をしているそうです。もう年でもありますし農業もしないという事で、今回受人の方に売りたいという事で、地番、面積、対価等申請書のとおり間違いないという事でした。以上です。

9番 (大山委員)

議案第24号No. 14の土地について調査報告いたします。

4月17日(月)午後1時30分より笠利分室長と申請人の案内で申請内容及び現地確認をいたしました。現地は以前のJAばんじろう加工施設の隣接地で、作業倉庫、ハウスが大小8棟あり、マンゴーの木が160本植えてありました。ビニールは剥がれておりこれからマンゴー栽培の指導を受けながら手入れをしていきたいとの事でした。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

2番 (西委員)

農地法第3条の規定による許可申請No. 10について調査報告をいたします。

4月20日午前9時頃渡人の自宅の方で直接面談し調査しました。今回の贈与の理由としては年でもあり足も悪くてもう軽トラックで畑にも行けないという状況で受人に贈与したいという事です。地番、面積等も間違いないという事です。

4月20日午前9時頃受人にお会いし調査しました。受人は渡人の娘さん

で長女になります。年齢が41歳、会社員でスタンドの社員です。夫と一緒に年間60日程農業をしているそうです。地番、面積等とも申請書のとおり間違いないという事です。

申請地は9ページをご覧ください。朝仁新町からずっと山手の方に1キロメートル程上って行って道路の突き当たりの所にあります。タンカンは植えてありますが殆ど農業をしていないという事で畑は荒れたままの状態です。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

議 長

(前田委員)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番

(肥後委員)

No. 14の対価が10アール当たり100万円となっておりますが、そこにはハウスもあるし委員から現場の報告もありましたがマンゴーも植えてありますし、この面積だと159万6千円という事になりますがそういう事でしょうか。

9番

(大山委員)

はい、よろしいです。お聞きいたしましたら土地とハウスを入れて600万円を買われたという事です。土地代だけではこの様になります。

議 長

(前田委員)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第24号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 2 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p> <p>(議長交代)</p> <p>(前山会長)</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>議事を再開いたします。</p>
事務局	<p>日程第 5</p> <p>議案第 2 6 号非農地の認定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読と説明)</p> <p>No. 4 につきましては、昭和 5 5 年頃から住宅地になっており、農地として利用できないための申請で 9 3 ページには始末書も添付されております。</p> <p>No. 5 につきましては、No. 4 と同じ敷地内で、1 0 3 ページには始末書も添付されております。</p> <p>申請地は名瀬朝仁の見取橋近くの住宅地の一角になります。</p> <p>以上 2 件でございます。</p> <p>現地については担当調査委員の方から報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>非農地申請 No. 4 について申請人の調査報告をいたします。</p> <p>4 月 1 4 日午後 5 時 8 分に申請人が大分県に在住のため電話で申請内容の確認をしました。</p> <p>この事に関しては申請地が住宅地であり、以前から家が建っていたので気</p>

にもしていなかったようです。親戚等に言われ今回非農地申請をしたとの事でした。申請書の内容には間違いはないとの事でした。

No. 5につきましては、4月14日午後3時45分に申請人が熊本県に在住のため電話で申請内容の確認をいたしました。非農地申請No. 4との隣接地であり同時に非農地申請に至ったとの事でした。申請書の内容には間違いはないとの事でした。双方とも始末書も添付されておりますのでご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

2番 (西委員)

非農地申請No. 4の土地について調査報告をいたします。

4月20日10時頃現地の方を確認いたしました。94ページと95ページの写真にありますように農地ではなく宅地になっています。

No. 5の土地も104ページの写真にありますように先程の土地の隣接地となっており宅地になっています。以上です。

議長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番 (榮委員)

現在建物がありますが住んでいる方は違うのですか。

事務局 (川内局長)

これは貸家ではないかと思われれます。土地の名義が代わっていませんので考えられるのは貸家だと思います。

4番 (榮委員)

先に建てて仕舞って始末書を付ければ非農地申請というのは大丈夫なのでしょう。以前から思うのですが、何か建物を建てて仕舞ってもう何も出来ません更地に出来ません、だから非農地申請して下さいとよく出て来ますが、これは建っているのです仕方ないとの判断ですかね。

議長 (前山会長)

それは勿論ですが、建物を取り壊して更地に戻してして下さいと言われても、後々農地として使えるかという判断も入ってきます。山の中であれば非農地としては認めないと思いますが、この地区は多分都市計画区域で事業が

入った地区という事ですので、そういった所は宅地になったものと勘違いをしている人が多いのです。税金も宅地並み課税になっているものですから都市計画事業を入れた所は、そういった事でもう宅地になっているものだと思いますので、専門的な事をしないとこうい事は発覚しないですよ。

1 1 番

(肥後委員)

以前もそういう話が出たのですが、終戦直後から畑を置いていてそのままの方もいますし色々な事情があるのですが、前々の話し合いで昭和年代に既に建てているものについては認めてあげようという委員会の中での話しでしたので、今後誰でも勝手に建てて年数を稼いで非農地というのは今後は認めないという事でしたがね。

議 長

(前山会長)

概ね20年以上経つと時効取得みたいな形で代わっていくという事もございましたので、その点で非農地の認定に当たる目安として考えておいてください。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第26号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第6

議案第27号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第27号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第27号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第7</p> <p>議案第28号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第28号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第29号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(朝笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第29号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定につい

ては、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 9

議案第 30 号笠利地域農用地利用集積(農地中間管理事業活用)の決定について、を議題といたしますが、本案には丸田推進委員に関する案件が含まれておりますので、丸田委員の退席を求めます。

(丸田委員退席)

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(朝笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 30 号笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号笠利地域農用地利用集積(農地中間管理事業活用)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

丸田委員の着席を求めます。

(丸田委員着席)

日程第 10

議案第 31 号名瀬地域農用地利用集積(農地中間管理事業活用)の利用権取

	<p>り消しの決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第31号名瀬地域農用地利用集積(農地中間管理事業活用)の利用権取り消しの決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第31号名瀬地域農用地利用集積(農地中間管理事業活用)の利用権取り消しの決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。 連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移します。</p> <p>・視察研修について</p> <p>(前山会長) 正会に返します。 以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れ様でした。</p>

平成29年 4月25日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作成者 川内 進